

議案第 86 号

みやき町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

みやき町下水道事業の設置等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 月 5 日提出

みやき町長 岡 豪

提案理由

この議案は、現行のみやき町下水道事業特別会計に代えて、新たに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の財務規定等を適用させた下水道事業を設置する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 生活環境の改善と公共用水域の水質保全に資するため、みやき町下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業をいう。以下「下水道事業」という。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 施設の名称は、次の表のとおりとする。

名称	位置
みやき町浄化センター	みやき町大字江口 7125 番地1

(2) 排水区域は、みやき町の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 農業集落排水事業の施設の名称、処理場位置及び処理区域は、次の表に掲げるとおりとする。

施設の名称	処理場位置	処理区域
上地高柳地区農業集落排水処理施設	みやき町大字原古賀4805 番地	上地・高柳及び原古賀の一部のうち指定区域
簗原地区農業集落排水処理施設	みやき町大字簗原 3092 番地3	山田・香田及び簗原のうち指定区域

4 処理区域は、前2項に規定する区域以外の区域のうち、町長が定める区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(みやき町監査委員に関する条例の一部改正)

2 みやき町監査委員に関する条例(平成17年みやき町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)」に改め、「第235条の2第2項」の次に「若しくは地方公営企業法第27条の2第1項」を加える。

第6条第2項中「第235条の2第2項」の次に「又は地方公営企業法第27条の2第1項」を加える。

第7条第1項中「第233条第2項」の次に「及び地方公営企業法第30条第2項」を、「7日前まで」の次に「(下水道事業にあっては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付される7日前まで)」を加える。

(みやき町特別会計条例の一部改正)

3 みやき町特別会計条例(平成17年みやき町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(みやき町農業集落排水減債基金条例の一部改正)

4 みやき町農業集落排水減債基金条例(平成17年みやき町条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条中「みやき町下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「みやき町下水道事業特別会計収入支出予算」に改める。

第5条中「歳計現金に」を削る。

(みやき町公共下水道減債基金条例の一部改正)

5 みやき町公共下水道減債基金条例(平成17年みやき町条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条中「みやき町下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「みやき町下水道事業特別会計収入支出予算」に改める。

第5条中「歳計現金に」を削る。

(みやき町生活環境の保全に関する条例の一部改正)

6 みやき町生活環境の保全に関する条例(平成17年みやき町条例第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「みやき町農業集落排水処理施設条例(平成17年みやき町条例第98号)」を「みやき町下水道事業の設置等に関する条例(令和5年みやき町条例第●●号)」に改める。

(みやき町市町村設置型浄化槽整備減債基金条例の一部改正)

7 みやき町市町村設置型浄化槽整備減債基金条例(平成29年みやき町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「みやき町下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「みやき町下水道事業特別会計収入支出予算」に改める。

第5条中「歳計現金に」を削る。

(みやき町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

8 みやき町農業集落排水処理施設条例(平成17年みやき町条例第98号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「農業集落の生活環境の向上及び農業用水の水質保全を図るため」を「この条例は」に、「を設置する」を「の管理に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

(みやき町公共下水道条例の一部改正)

9 みやき町公共下水道条例(平成18年みやき町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置、管理」を「管理」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

(みやき町下水道等推進協議会条例の一部改正)

10 みやき町下水道等推進協議会条例(平成17年みやき町条例第110号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みやき町下水道事業推進協議会条例

第1条中「みやき町下水道等推進協議会」を「みやき町下水道事業推進協議会」に改める。

(みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例の一部改正)

11 みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例(平成27年みやき町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「浄化槽整備区域」を「浄化槽整備事業により汚水の処理を行う区域(以下「浄化槽整備区域」という。)」に改める。

みやき町監査委員に関する条例に係る新旧対照表（附則第2項）

改 正 前	改 正 後
(請求又は要求に基づく監査) 第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2の2第3項</u> <u>_____の規定による監査の請求又は同法第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項_____の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</u> (現金出納の検査及び公金の収納等の監査) 第6条 (略) 2 監査委員は、法第235条の2第2項 <u>_____の規定による監査を行うときは、あらかじめその日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。</u> (決算の審査) 第7条 法第233条第2項 <u>_____の規定により決算及び証書類を審査に付せられたとき並びに法第241条第5項の規定により基金の運用状況を示す書類を審査に付されたときは、遅くとも法第233条第3項の規定により議会の認定に付される7日前まで _____に意見を付して町長に送付しなければならない。</u> 2 (略)	(請求又は要求に基づく監査) 第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2の8第3項 (地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は同法第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</u> (現金出納の検査及び公金の収納等の監査) 第6条 (略) 2 監査委員は、法第235条の2第2項又は <u>地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、あらかじめその日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。</u> (決算の審査) 第7条 法第233条第2項及び <u>地方公営企業法第30条第2項の規定により決算及び証書類を審査に付せられたとき並びに法第241条第5項の規定により基金の運用状況を示す書類を審査に付されたときは、遅くとも法第233条第3項の規定により議会の認定に付される7日前まで(下水道事業にあっては、<u>地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付される7日前まで</u>)に意見を付して町長に送付しなければならない。</u>

みやき町特別会計条例に係る新旧対照表（附則第3項）

改 正 前	改 正 後
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1)～(3) (略) <u>(4) みやき町下水道事業特別会計</u> <u>(5) (略)</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u>

みやき町農業集落排水減債基金条例に係る新旧対照表（附則第4項）

改 正 前	改 正 後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる利益は、 <u>みやき町下水道事業特別会計歳入歳出予算</u> に計上して、この基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる利益は、 <u>みやき町下水道事業特別会計収入支出予算</u> に計上して、この基金に編入するものとする。
(繰替運用) 第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を <u>歳計現金</u> に繰り替えて運用することができます。	(繰替運用) 第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を_____繰り替えて運用することができます。

みやき町公共下水道減債基金条例に係る新旧対照表（附則第5項）

改 正 前	改 正 後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる利益は、<u>みやき町下水道事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる利益は、<u>みやき町下水道事業特別会計収入支出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p>
<p>(繰替運用)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を<u>歳計現金</u>に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>(繰替運用)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を_____ 繰り替えて運用することができる。</p>

みやき町生活環境の保全に関する条例に係る新旧対照表（附則第6項）

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p>
<p>(10) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、<u>みやき町農業集落排水処理施設条例</u>（平成17年みやき町条例第98号）に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。）をいう。</p>	<p>(10) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、<u>みやき町下水道事業の設置等に関する条例</u>（令和5年みやき町条例第●●号）に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。）をいう。</p>
<p>(11)～(17) (略)</p>	<p>(11)～(17) (略)</p>

みやき町市町村設置型浄化槽整備減債基金条例に係る新旧対照表（附則第7項）

改 正 前	改 正 後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる利益は、<u>みやき町下水道事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を<u>歳計現金</u>に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる利益は、<u>みやき町下水道事業特別会計収入支出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を_____繰り替えて運用することができる。</p>

みやき町農業集落排水処理施設条例に係る新旧対照表（附則第8項）

改 正 前	改 正 後									
<p>(設置)</p> <p>第1条 農業集落の生活環境の向上及び農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）を設置する_____。</p> <p>(施設の名称等)</p> <p>第2条 施設の名称、処理場位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>処理場位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上地高柳地区農業集落排水処理施設</td> <td>みやき町大字原古賀4805番地</td> <td>上地・高柳及び原古賀の一部のうち指定区域</td> </tr> <tr> <td>蓑原地区農業集落排水処理施設</td> <td>みやき町大字蓑原3092番地3</td> <td>山田・香田及び蓑原のうち指定区域</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	処理場位置	処理区域	上地高柳地区農業集落排水処理施設	みやき町大字原古賀4805番地	上地・高柳及び原古賀の一部のうち指定区域	蓑原地区農業集落排水処理施設	みやき町大字蓑原3092番地3	山田・香田及び蓑原のうち指定区域	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は_____、農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除</p> <p>別表第1 削除</p>
施設の名称	処理場位置	処理区域								
上地高柳地区農業集落排水処理施設	みやき町大字原古賀4805番地	上地・高柳及び原古賀の一部のうち指定区域								
蓑原地区農業集落排水処理施設	みやき町大字蓑原3092番地3	山田・香田及び蓑原のうち指定区域								

みやき町公共下水道条例に係る新旧対照表（附則第9項）

改 正 前	改 正 後						
(趣旨) 第1条 この条例は、公共下水道の <u>設置、管理</u> 及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、公共下水道の <u>管理</u> 及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。						
(設置) 第2条 <u>本町は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道を設置する。</u>	第2条 <u>削除</u>						
2 公共下水道の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>みやき町浄化センター</u></td> <td><u>みやき町大字江口 7125 番地1</u></td> </tr> <tr> <td><u>排水施設</u></td> <td><u>町長が定めた区域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>みやき町浄化センター</u>	<u>みやき町大字江口 7125 番地1</u>	<u>排水施設</u>	<u>町長が定めた区域</u>	
名称	位置						
<u>みやき町浄化センター</u>	<u>みやき町大字江口 7125 番地1</u>						
<u>排水施設</u>	<u>町長が定めた区域</u>						

みやき町下水道等推進協議会条例に係る新旧対照表（附則第10項）

改 正 前	改 正 後
<u>みやき町下水道等推進協議会条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、 <u>みやき町下水道等推進協議会</u> （以下「協議会」という。）を設置する。	<u>みやき町下水道事業推進協議会条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、 <u>みやき町下水道事業推進協議会</u> （以下「協議会」という。）を設置する。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例に係る新旧対照表（附則第11項）

改 正 前	改 正 後
<u>(浄化槽整備区域)</u>	
第3条 <u>浄化槽整備事業により汚水の処理を行う区域(以下「浄化槽整備区域」という。)</u> は、みやき町の区域から公共下水道事業全体計画区域及び農業集落排水事業指定区域を除いた区域とする。	第3条 削除
(申請及び工事計画の作成等)	(申請及び工事計画の作成等)
第4条 <u>浄化槽整備区域</u> _____内の住宅等所有者は、町長に対し、浄化槽の設置を申請することができる。	第4条 <u>浄化槽整備事業により汚水の処理を行う区域(以下「浄化槽整備区域」という。)</u> 内の住宅等所有者は、町長に対し、浄化槽の設置を申請することができる。
2～4 (略)	2～4 (略)